



4月1日から

児童手当制度が拡充されました

我が国における急速な少子化の進行などを踏まえ、若い子育て世帯などの経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子および第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額は現行どおりです。

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

第1子、第2子	月額5千円	→	月額1万円(倍増)
第3子以降	月額1万円	→	月額1万円

(現行) (改正) (現行どおり)

3歳以上(現行どおり)

第1子、第2子	月額5千円
第3子以降	月額1万円

施行日

4月1日(日)

※拡充後の最初の支給月、平成19年6月。

※今回の改正では、**受給者から特段の手続きを行う必要はありません。**なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当などの額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります。

●児童手当制度の概要(平成19年4月1日~)

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなす児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としています。

児童手当制度のしくみ

支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している人に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長(公務員は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。

支給月額

・3歳未満	一律10,000円
・3歳以上	第1子・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円

支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

扶養親族などの数	自営業者(国民年金加入者)	サラリーマン(厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係

問い合わせ先
菊池警察署



問い合わせ先
菊池警察署
花房台(はなぶさだい)交番
☎(38)2110

※JA菊池吉富支店南側
名 称 菊池警察署
場 所 菊池市泗水町
吉富3241-2
☎3241-2

菊池警察署花房台交番が運用を開始しました
泗水、住吉、広瀬の3駐在所を統合して新設した「菊池警察署花房台交番」の運用を、3月24日(土)に開始しました。交番員6人が2人による3交代制で、24時間、旧泗水町全域と広瀬や赤星など旧菊池市の一部をカバーします。

生ごみ処理機等の購入に対して補助金の交付制度があります

菊池市では、ごみの減量化の一環として生ごみ処理機等を購入する市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付する制度があります。

補助の対象となる処理機等
生ごみを堆肥として再生処理する容器および電動式生ごみ処理機であって、耐久性に優れているもの。

補助の対象者

菊池市に居住し、処理機等を購入しようとする市民。

補助率および補助限度額

1世帯処理機等1機につき購入価格の1/3以内とし、電動式の場合20,000円、その他は3,000円を限度とします。また、補助の金額は100円単位とし100円未満の端数は切り捨てます。

提出書類

- ・交付要綱に定められた申請書および請求書
- ・購入者および購入価格が確認できる書類(領収書など※レシートは不可)
- ・処理機等の性能などが確認できるカタログなど
- ・申請者の前年度の納税証明書(市民課または各総合支所民)

生課発行のもの

その他

・平成19年度(4月1日)より補助率および提出書類などが変更になっています。

問い合わせ・提出先

環境課 または 各総合支所 民生課

くまもとエコファミリーコンテスト 応募者募集

熊本県では「第6回くまもとエコファミリーコンテスト」に参加する家庭・グループを募集しています。

応募内容 地球温暖化防止のため、各家庭やグループで省エネルギー・省資源に取り組み、環境にやさしい暮らしを実践している皆さんの取り組み内容やその成果を募集。

応募対象者

熊本県内に住んでいる人および熊本県内に通勤・通学している人。

応募期間

4月30日(月)まで ※当日消印有効(6月頃表彰予定)

応募部門

ファミリー部門 または グループ部門

その他

応募方法・応募用紙などの詳細は、熊本県または熊本

県ホームページ
(http://www.pref.kumamoto.jp)

でご確認ください。

問い合わせ・応募先 熊本県環境政策課環境立県推進室「くまもとエコファミリー係」

☎096(333)2260

児童センターに遊びにきませんか?

児童センターでは、保育園・幼稚園に通っていない乳幼児とその保護者を対象に、毎月2、3回の割合(水曜日)で子育て支援のひとつとして「すくすくクラブ」を開催しています。親と親が出会い、遊びながら子育てについて気軽に話したりできるコミュニケーションの場となっています。それ以外の時でも、お友だち同士で遊びにきてみませんか?

広いスペースがあり、三輪車やボール遊びもできます。

利用時間

・午前10時~正午

・午後1時~5時

※日曜、祝日除く

※月によっては変更になることもありますが、詳しくは毎月「広報きくち」の行事予定をご覧ください。

問い合わせ先 児童センター

☎(24)3472

熊本県シルバー作品展・シルバー囲碁・将棋参加者大会

出品者・参加者募集

熊本さわやか長寿財団では、平成19年度も熊本県高齢者スポーツ・文化の集い「シルバー作品展」および「シルバー囲碁・将棋大会」を開催します。

●シルバー作品展

参加資格 県内在住で、60歳以上(昭和23年4月1日以前生まれ)の人

出品作品

- ・出品部門は日本画、洋画、写真、書、彫刻、工芸部門
- ・出品者により創作されたもので、他の作品コンクールなどに出品したことのないもの
- ・1人1点

申込期間 4月9日(月)~6月29日(金)

作品搬入日 7月24日(火)

午前10時~午後3時(時間厳守)

展示期間 8月21日(火)~8月26日(日)

会場 熊本県立美術館分館

出品料 500円(作品搬入日にお支払いください)

注意 申込期間中は作品搬入の受付はしませんので、ご注意ください。出品規格は、パンフレット、ホームページなどでよく確認ください。

●シルバー囲碁・将棋大会

参加資格 県内在住で、60歳以上(昭和23年4月1日以前生まれ)のアマチュア

種目

- ・囲碁 男子上級の部(4段以上)、男子中級の部(3段・2段)、男子初級の部(初段以下)、女子上級の部(初段以上)、女子一般の部(初級以下)
- ・将棋 上級の部(2段以上)、一般の部(初段以下)

申込期間 4月9日(月)~5月7日(月)

大会期日 6月15日(金)

会場 熊本市産業文化会館

参加費 500円

募集定員 囲碁170人(男子140人、女子30人)、将棋70人

※申込方法 所定の申込書により、郵送またはFAXなどで熊本さわやか長寿財団へ申し込みください。ホームページ(http://www.sawayaka.or.jp)からも申し込みできます。

問い合わせ先 熊本さわやか長寿財団

☎096(354)3083